

Ⅶ 博物館に関すること

1. 登録博物館・指定施設

(令和5年度現在)

(1) **登録博物館**: 博物館法(昭和26年法律第285号)第11条及び博物館の登録に関する規則(昭和50年教育委員会規則第5号)に基づき、沖縄県教育委員会が登録を行った博物館。

※「みなし」:改正博物館法附則第2条第4項「旧博物館法第10条の登録を受けている…博物館は、施行日から起算して5年を経過する日までの間(令和5年4月1日から令和10年3月31日まで)は、新博物館法第11条の登録を受けたものとみなす。」

第1号	沖縄県立博物館・美術館(那覇市おもろまち3-1-1)	令和6年1月23日登録
第2号	(みなし) 石垣市立八重山博物館(石垣市宇登野城4-1)	昭和58年3月30日登録
第3号	(みなし) 浦添市美術館(浦添市宇仲間1-9-2)	平成4年2月14日登録
第4号	(みなし) 名護博物館(名護市東江1-8-11)	平成5年8月17日登録
第5号	(みなし) 宮古島市総合博物館(宮古島市平良東仲宗根添1166-287)	平成5年8月17日登録
第6号	(みなし) 那覇市立壺屋焼物博物館(那覇市壺屋1-9-32)	平成13年5月16日登録
第7号	(みなし) 沖縄美ら海水族館(本部町字石川424)	平成15年3月18日登録
第8号	(みなし) 久米島博物館(久米島町字嘉手苜542)	平成15年3月18日登録
第9号	(みなし) 沖縄市立郷土博物館(沖縄市上地2-19-6)	平成26年3月19日登録
第10号	(みなし) 宜野湾市立博物館(宜野湾市真志喜1-25-1)	平成26年3月19日登録
第11号	(みなし) ひめゆり平和祈念資料館(糸満市宇伊原671-1)	平成26年3月19日登録

(2) **指定施設**: 博物館法第31条、博物館法施行規則第23条及び第24条ならびに博物館の登録に関する規則(昭和50年教育委員会規則第5号)に基づき、沖縄県教育委員会が指定を行った博物館。

※「みなし」:改正博物館法附則第2条第6項「この法律の施行の際現に旧博物館法第29条の指定を受けている施設は、新博物館法第31条第1項の指定を受けたものとみなす。」改正博物館法施行規則附則第2条第6項「みなし指定施設は、令和10年3月31日までに、新規則第二十四条第一項の要件を備えている旨の文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない。」

第1号	(みなし) 東南植物楽園(沖縄市宇知花2146)	昭和56年3月30日指定
第2号	(みなし) 沖縄こどもの国(沖縄市胡屋5-7-1)	昭和58年3月30日指定
第3号	(みなし) おきなわワールド(南城市玉城字前川1336)	平成6年12月16日指定
第4号	(みなし) 南風原町立南風原文化センター(南風原町字喜屋武257)	平成8年3月29日指定
第5号	(みなし) 対馬丸記念館(那覇市若狭1-25-37)	平成26年3月19日指定
第6号	(みなし) 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館(那覇市首里当蔵町1-4)	令和2年2月18日指定
第7号	(みなし) 沖縄空手会館(豊見城市宇豊見城854番1)	令和3年3月30日指定

(3) **博物館相当施設**: 博物館法第31条、博物館法施行規則第23条及び第24条に基づき、文部科学大臣が指定を行った博物館相当施設。

(みなし)	琉球大学博物館(風樹館)(西原町字千原1番地)	平成25年3月28日指定
-------	-------------------------	--------------